

平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 タツモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 俊夫
(JASDAQ・コード 6266)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 亀山 重夫
電 話 番 号 0866-62-0923

従業員等に対する株式給付信託（J-ESOP）及び
当社取締役に対する株式給付信託（BBT）導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 12 日付で導入について公表している当社の従業員並びに当社子会社の従業員兼務取締役及び従業員（以下、「従業員等」といいます。）を対象とするインセンティブプランである「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP 制度」といい、J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「J-ESOP 信託」といいます。）の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、平成 29 年 2 月 13 日付で「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「BBT 制度」といい、BBT 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「BBT 信託」といいます。）の導入を公表し、平成 29 年 3 月 29 日開催の第 45 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において役員報酬として決議されましたが、本日開催の取締役会にて、その詳細について決定いたしましたので、あわせて下記のとおりお知らせいたします。

記

I J-ESOP 制度について

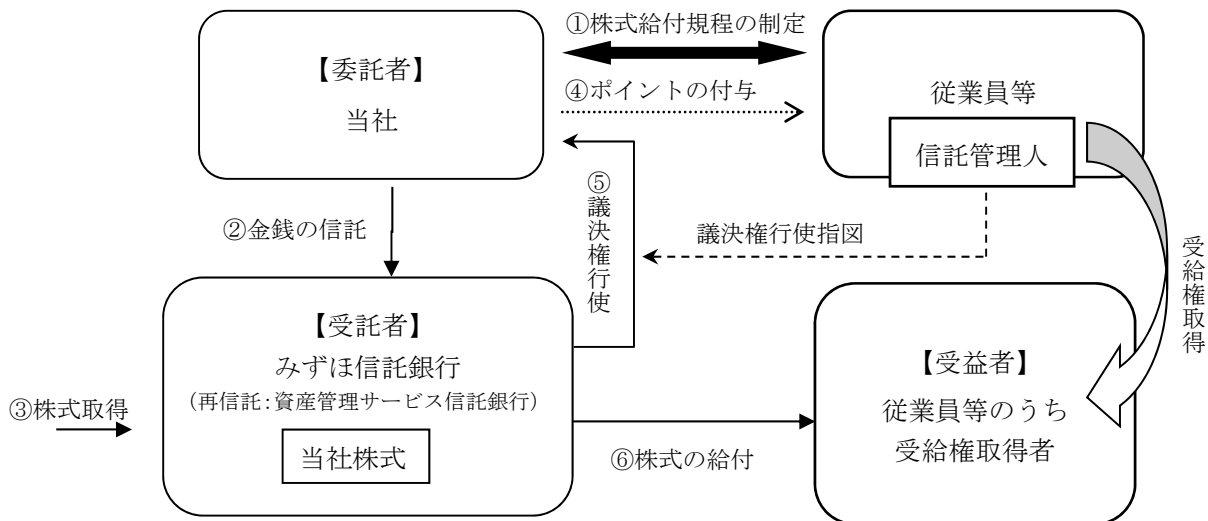
1. J-ESOP 信託の概要

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 名称 | : 株式給付信託（J-ESOP） |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社) |
| (4) 受益者 | : 従業員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の従業員の中から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) J-ESOP 信託契約の締結日 | : 平成 29 年 5 月 29 日（予定） |
| (8) 金銭を信託する日 | : 平成 29 年 5 月 29 日（予定） |
| (9) 信託の期間 | : 平成 29 年 5 月 29 日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、J-ESOP 制度が継続する限り信託は継続します。） |

2. J-ESOP 信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 220,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限 : 140,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 取引市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 平成 29 年 5 月 29 日 (予定) から平成 29 年 6 月 28 日 (予定) まで

<J-ESOP 制度の仕組み>



- ① 当社は、J-ESOP 制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員等に将来給付する株式を予め取得するため信託銀行（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員等に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員等は、受給権取得後に原則として信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

II BBT 制度について

1. BBT 信託の概要

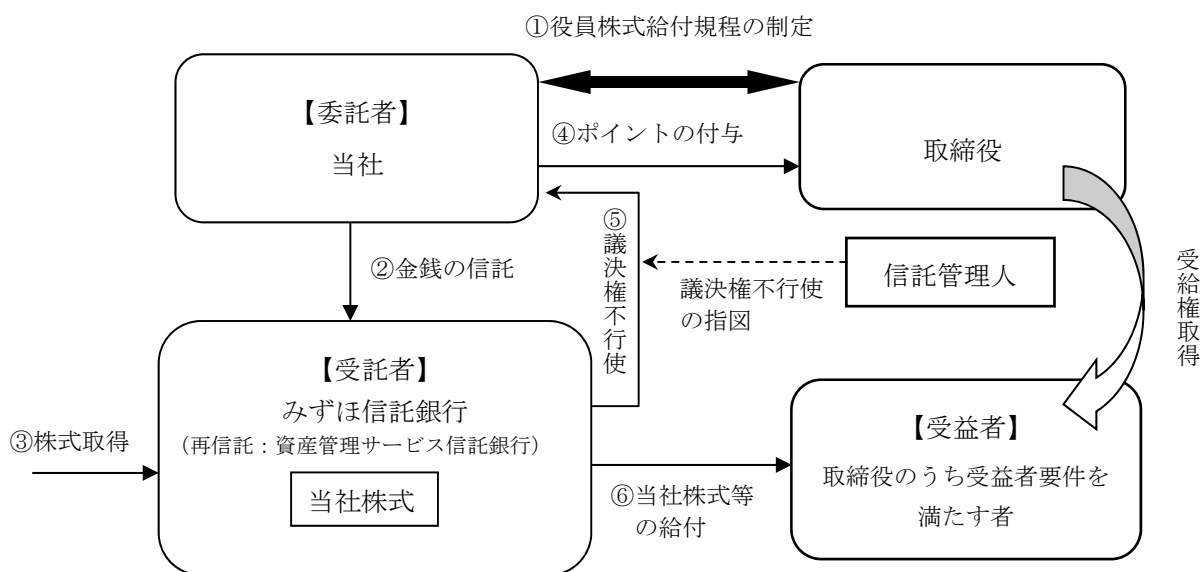
- (1) 名称 : 株式給付信託 (BBT)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) BBT 信託契約の締結日 : 平成 29 年 5 月 29 日 (予定)
- (8) 金銭を信託する日 : 平成 29 年 5 月 29 日 (予定)

(9) 信託の期間 : 平成 29 年 5 月 29 日 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、BBT 制度が継続する限り信託は継続します。)

2. BBT 信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 80,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限 : 50,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 取引市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 平成 29 年 5 月 29 日 (予定) から平成 29 年 6 月 28 日 (予定) まで

<BBT 制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会において、BBT 制度について役員報酬の決議を得て、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ BBT 信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ BBT 信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、BBT 信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ BBT 信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。